

加賀市医療提供体制基本構想の策定に係る 女性アドバイザー一部会の設置について

本市の医療提供体制においては、医療スタッフの確保が大きな課題であり、なかでも女性医療スタッフが働きやすい体制を整備することは、今後の医療スタッフ確保において、非常に重要であると考えられる。

現場の女性医療スタッフの視点から助言をいただき、医療提供体制基本構想に反映させるため、医療提供体制調査検討委員会に「女性アドバイザー一部会」を設置する。

◆位置づけ

加賀市医療提供体制調査検討委員会の部会として設置する。

⇒ 根拠規程

◇加賀市医療提供体制調査検討委員会設置要綱の一部を改正

・第7条に、「専門の事項を調査検討するための部会を置くことができる」規定を追加

◇新たに、加賀市医療提供体制調査検討委員会女性アドバイザー一部会設置要綱を制定

◆部会の内容(案)

「女性医療スタッフ(特に、これから出産・子育てをする又は現に子育て中である世代)にとって働きやすい職場環境」とはどのようなものかを話し合い、助言をいただく。

- ・組織的な要素(勤務体系、休暇の取りやすさ など)
- ・ソフト的な要素(育児サポート、研修機会 など)
- ・ハード的な要素(診察室やナースステーション等の基本的な構造 など)

◆スケジュール

平成23年12月の医療提供体制基本構想の策定までに3回開催

第1回会議 平成23年5月30日 午後5時30分～

第2回会議 7月下旬～8月上旬頃

第3回会議 10月頃

◆委員予定者

別紙名簿のとおり

加賀市医療提供体制調査検討委員会設置要綱

平成23年1月25日

(最終改正：平成23年5月2日)

(設置)

第1条 本市の医療提供体制の構築を目的に、加賀市医療提供体制検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域医療施策に関する事項について調査検討し、市長に建議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内及び顧問をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域医療の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 顧問は、委員会が行う調査検討において必要な見識を持つ者を、市長が委嘱する。

(委員等の任期)

第4条 委員及び顧問の任期は、平成24年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱又は任命後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし委員が会議に参加できなくとも、議事について文書による意見提出を行った場合は出席とみなす。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に、専門の事項を調査検討するための部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、医療提供体制検討室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年5月2日）

この要綱は、公布の日から施行する。

加賀市医療提供体制調査検討委員会 女性アドバイザー部会設置要綱

平成23年5月2日

(設置)

第1条 本市の医療提供体制基本構想の策定において、女性医療従事者の視点を反映させることを目的に、加賀市医療提供体制調査検討委員会（以下「委員会」という。）に、女性アドバイザー部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、女性医療従事者に関する事項について調査検討し、委員会へ報告する。

(組織)

第3条 部会は、委員12人以内をもって組織する。

2 部会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 地域医療の代表者

(2) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、委員委嘱又は任命後の最初の部会は、市長が招集する。

2 部会長は、部会の会議の議長となる。

3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 部会は、審議のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対

し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、医療提供体制検討室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

加賀市医療提供体制調査検討委員会 女性アドバイザー一部会
委員(予定者)名簿

	氏名	所属	職名
委員	あかざわ すみよ 赤澤 純代	金沢医科大学病院 21世紀集学的医療センター 女性総合医療センター	副センター長
委員	いけばた ひろみ 池端 弘美	加賀市民病院 西3病棟	看護師
委員	おかもと ゆか 岡本 由香	山中温泉医療センター 検査室	技師
委員	くぼた みゆき 窪田 美幸	加賀市民病院 内科	医師
委員	しばた ふみえ 柴田 文恵	加賀市民病院 小児科	医師
委員	しまぬき けいと 島貫 景都	加賀市民病院 整形外科	医師
委員	なかの あきこ 中野 晃子	加賀市民病院 検査室	技師
委員	にしもと ゆき 西本 ゆき	山中温泉医療センター 外来	看護師
委員	ますた ひろみ 舩田 弘美	加賀市民病院 内視鏡室	看護師
委員	やまざき あきこ 山崎 亜紀子	山中温泉医療センター 病棟	看護師

(50音順)

【内訳】

- 医師:4名 (金沢医科大学病院:1名、加賀市民病院:3名)
 看護師:4名 (加賀市民病院:2名、山中温泉医療センター:2名)
 技師:2名 (加賀市民病院:1名、山中温泉医療センター:1名)